

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. このさくらのクラウドサービス約款(以下、「本クラウド約款」といいます)は、「さくらのクラウドサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。</p>	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. このさくらのクラウドサービス約款(以下、「本クラウド約款」といいます)は、<b>さくらインターネット株式会社(以下、「当社」といいます)が提供する「さくらのクラウドサービス」</b>およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。</p> <p>2. 本サービスの利用者は、<b>当社の定める基本約款および本クラウド約款を遵守するものとします。</b></p>	<p>当社の社名ならびに基本約款および本クラウド約款の適用を明示いたします。</p>
新設	(新設)	<p>第9条(割引パスポート)</p> <p>1. 「割引パスポート」(以下、「パスポート」といいます)とは、利用者が、所定の金額(以下、「パスポート利用料」といいます)を事前に支払うことにより、本クラウドサービスの特定のサービスまたはプラン(以下、「適用サービス」といいます)について、所定の期間における利用料金の割引を行う制度です。パスポート利用料、適用期間、割引率、その他パスポートの内容については、当社サービスページに定めるものとします。</p> <p>2. 利用者は、次の各号について理解し、了承したうえでパスポートを申込みものとします。</p> <p>i. パスポートは、事業としてまたは事業のために利用する場合(以下、「事業用途」といいます)にのみ申込みことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが事業用途であると相互にみなすものとします。</p> <p>ii. 当社は、利用者がパスポートの適用期間中に適用サービスの全部または一部を解約した場合、適用サービスの利用料金が改定された場合、その他事由のいかにかわらず、パスポート利用料の全部または一部の返金およびパスポートの適用期間の延長を行わないものとします。</p>	<p>新しくリリースする割引パスポート制度について条文を新設いたします。</p>
		(以下、条番号が繰り返下がります)	
第10条(申込み)	<p>第10条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者に限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>第11条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>・誤字・脱字を修正いたします。</p> <p>・ハイブリッド接続の申込みについて、条件を変更いたします。</p>
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年6月25日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年3月1日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年3月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年7月7日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>